分収林施業転換推進事業の取組み

林野庁では公社造林を対象に、契約満了後の林地の適切な更新を確保するため、更新費用の軽減に資する針広混交林化への誘導を進める「分収林施業転換推進事業」を平成３０年度から令和４年度までの５か年事業として実施しています。

１　事業実施の目的

　木材価格の低迷等により採算性が悪化する状況の中において、分収造林契約の満了後、伐採跡地を土地所有者に返還した際、土地所有者は再造林経費を捻出することもきびしく、再造林の放棄により裸地化が懸念され、森林の持つ公益的機能に発揮に影響を及ぼす恐れがあります。

　　このため、択伐（間伐）により林内空間の天然広葉樹の生育を促しスギと天然広葉樹との混交林へ誘導する針広混交林施業へ転換して、主伐期にはスギは伐採するものの広葉樹を残し伐採跡地を裸地化させない方法による林地の更新に向けての合意形成を図るとともに、施業の転換は長伐期施業になることから、現在の契約期間を延長する変更契約の事務を行います。

２　事業の内容

1. 分収造林契約における契約者の相続や権利関係の確認作業、所在不明者の特定作業等。
2. 針広混交林化に必要な施業体系への変更に向けた契約者との合意形成と契約に向けた取り組み

３　令和３年度の取組み

　　上記の目的を達成するため、現在の契約期間（50年,60年）を３０～４０年延長して９０年間とする期間延長の変更契約事務に取り組みます。

　　全県下を対象に、契約期間の満期に到達する年度が早い団地から順次実施しますが、今年度は、個人との契約件数の多い長岡、南魚沼、上越地域が実施の主体地域になります。

なお、取組みの実施にあたっては、当初契約から４０年以上も経過し、離村や相続未登記、加えて個人情報の取扱い等により所有者の把握、確認が困難な状況になっていますので、事業体の皆様からの情報提供のご協力をお願いします。。

長伐期・針広混交林施業移行に伴う契約変更計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 全体 | 変更済 | 残量 | R２計画 | R２見込 | R３計画 | 備考 |
| 面積　ha | 10,178 | 5,448 | 4,730 | 480 | 798 | 480 |  |
| 件数　件 | 5,283 | 608 | 4,675 | 500 | 551 | 500 |  |